

# 郡山市上下水道局 新業務系システム構築推進チーム 設置要領

令和4年1月20日 制定

令和4年3月25日 一部改正

令和5年3月29日 一部改正

【上下水道局経営管理課】

(設置)

第1条 郡山市上下水道局で運用している業務システムについて、各システムが統一化され、相互に連携するとともに、電子決裁やペーパーレス化等に対応する新しい業務系システム(以下「新業務系システム」という。)の構築を推進するため、郡山市上下水道局 新業務系システム構築推進チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新業務系システム構築に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 新業務系システムに係る局内各課等の連絡調整に関すること。
- (3) その他新業務系システム構築に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーには経営管理課長補佐、サブリーダーには経営管理課経営企画係長をもって充てる。
- 3 メンバーには、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 リーダーは、チームを代表し、会務を総理する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 メンバーは、各課を代表し、調査検討及び連絡調整を行う。

(会議)

第4条 チームの会議は、リーダーが招集し、リーダーが議長となる。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(経営管理課長への報告)

第5条 リーダーは、チームの調査及び検討の経過及び成果について随時経営管理課長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 チームの庶務は、経営管理課経営企画係において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月20日から施行し、設置の目的を達したときは、その効力を失うものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務課契約係長、経営管理課経理係長、お客様サービス課管理係長、お客様サービス課給水装置係長、水道施設課管理係長、浄水課浄水事業係長、下水道整備課整備管理係長、下水道保全課施設マネジメント係長及び各所属長が指定する職員